

# 木津川市緑化友の会規約

(名称)

**第1条** この会の名称は、木津川市緑化友の会という。

(事務局)

**第2条** この会の事務局は、木津川市公園都市緑化協会内に置く。

(目的)

**第3条** この会は、木津川市内の公園・市街地等の緑化及び環境整備の推進を通じて会員相互の親睦を図り、自らの健康と教養・互助精神を培養し、快適な生活環境作りに寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** 植樹等による民有地緑化の普及啓発

- 2 樹木等の維持管理への参加
- 3 緑化に関する講演会、講習会、研究会、展示会、産業祭等への参加
- 4 親睦会の開催
- 5 その他、会が必要と認めた事項

(会員)

**第5条** この会の会員は、木津川市内に在住する健康で、会の主旨目的に賛同する者とする。

- 2 正会員 この会が実施する作業に参加協力できるもの。
- 3 賛助会員 正会員同様の作業には参加できないが、会の維持発展に協力できるもの。

(入会、休会及び退会並びに休会等勧告)

**第6条** 会員の入会申込み受付は毎年4月、7月、10月及び1月の年4回とする。

- 2 この会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長あてに提出し、役員会において決定する。
- 3 この会での活動を休止し、休会する場合は、別に定める休会届を会長あてに休会届を提出するものとする。
- 4 この会を退会しようとするものは、別に定める退会届を会長あてに提出するものとする。
- 5 この会の事業活動に参加する事が困難と認められる場合、若しくはこの会の主旨・目的に適さないと認められる場合は、役員会に諮って、休会、退会を勧告することができる。
- 6 1年以上にわたって休会した者は、1年を経過したその年度末をもって退会したものとする。

(役員及び班長及び指導員)

**第7条** この会の役員に会長1名、副会長3名、会計1名、監事2名を置く。各班に班長1名を置く。及び会長が認めた場合、指導員を若干名置くことができる。

(役員を選任及び班長の互選)

**第8条** この会の役員は、役員・班長会で選任し、総会において承認を得る。班長は各班から1名互選し、役員と兼ねることもできる。

(役員及び班長の任務)

**第9条** 会長は会を総括し、副会長は会長を補佐する。会計は会の金銭出納を行い、監事は会計を監査する。班長は班の円滑な運営及び班の連絡調整を図る。

(役員及び班長の任期)

**第10条** この会の役員及び班長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。また、任期の変更については、役員・班長会の承認を得る。

2 補欠として選任された役員及び班長の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。  
(会費)

**第11条** この会の会員は、会の費用に充てるため下記の会費を納入する。

- 2 正会員 年間 2,000円
- 3 賛助会員 年間 1口3,000円(選択する口数)
- 4 会員が休会の場合、会費を徴収しない。

(経費)

**第12条** この会の運営経費は、会費及び寄付金・補助金等をもって充てる。

(弔慰)

**第13条** 会員の死亡した場合は、楯一対をお供えする。

- 2 不測の事態が発生した場合は、会長に一任する。
- 3 訃報通知については、会員本人のみとする。

(見舞い等)

**第14条** 作業中の重大な事故が発生した場合、見舞金を支払う。ただし、可否については役員及び班長において判断するものとする。また、労働災害保険については、適用されないものとする。

(総会)

**第15条** 会長は、会計年度終了後、1ヶ月以内に総会を開催し会計報告、その他の業務について報告しなければならない。

(会計年度)

**第16条** この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日で終わる。

## 附 則

この規約は、平成5年6月1日から施行する。

この規約は、平成7年7月31日から改正施行する。

この規約は、平成8年7月19日から改正施行する。

この規約は、平成9年6月19日から改正施行する。

この規約は、平成10年6月19日から改正施行する。

この規約は、平成15年6月12日から改正施行する。

この規約は、平成16年6月24日から改正施行する。

この規約は、平成20年6月25日から改正施行する。

この規約は、平成22年6月29日から改正施行する。

この規約は、平成22年9月22日から改正施行する。ただし、平成22年度に限り改正後の第15条の規定中「4月1日」とあるのは「6月1日」とする。

この規約は、平成23年4月14日から改正施行する。

この規約は、平成25年4月23日から改正施行する。

この規約は、平成26年4月15日から改正施行する。

この規約は、平成27年4月16日から改正施行する。

この規約は、令和3年4月21日から改正施行する。

この規約は、令和5年4月28日から改正施行する。

この規約は、令和6年4月26日から改正施行する。